都道府県別消費者事故件数　　（消費者安全法における事故情報提供の実績について消費者庁調べ）

	01:北海道	02:青森県	03:岩手県	04:宮城県	05:秋田県	06:山形県	07:福島県	08:茨城県	09:栃木県	10:群馬県	11:埼玉県
平成24年度	20	4	2	4	2	0	1	17	2	8	26
平成23年度	18	2	2	4	5	2	1	13	6	3	28
平成22年度	24	7	1	6	1	1	5	20	0	7	19
平成21年度(9月～3月)	8	6	0	10	3	1	3	8	2	4	23
計	70	19	5	24	11	4	10	58	10	22	96

	12:千葉県	13:東京都	14:神奈川県	15:新潟県	16:富山県	17:石川県	18:福井県	19:山梨県	20:長野県	21:岐阜県	22:静岡県
平成24年度	17	51	27	7	0	1	0	1	3	0	9
平成23年度	16	59	35	5	1	0	1	0	4	3	14
平成22年度	14	36	40	4	0	2	2	0	11	9	9
平成21年度(9月～3月)	22	55	27	7	1	2	5	0	2	7	10
計	69	201	129	23	2	5	8	1	20	19	42

	23:愛知県	24:三重県	25:滋賀県	26:京都府	27:大阪府	28:兵庫県	29:奈良県	30:和歌山県	31:鳥取県	32:島根県	33:岡山県
平成24年度	8	3	6	7	26	18	1	1	4	0	2
平成23年度	15	4	1	3	20	25	4	1	0	3	2
平成22年度	13	3	5	9	32	25	8	1	1	1	2
平成21年度(9月～3月)	19	5	2	4	32	21	2	5	5	2	3
計	55	15	14	23	110	89	15	8	10	6	9

	34:広島県	35:山口県	36:徳島県	37:香川県	38:愛媛県	39:高知県	40:福岡県	41:佐賀県	42:長崎県	43:熊本県	44:大分県
平成24年度	4	4	0	1	6	2	7	2	1	3	1
平成23年度	11	5	0	6	1	2	9	4	3	3	1
平成22年度	4	7	0	3	1	2	9	0	7	4	2
平成21年度(9月～3月)	5	4	1	0	5	2	14	2	2	3	0
計	24	20	1	10	13	8	39	8	13	13	4

	45:宮崎県	46:鹿児島県	47:沖縄県	国民生活セ	計
平成24年度	3	6	4	15	337
平成23年度	1	4	1	13	364
平成22年度	1	2	5	12	377
平成21年度(9月～3月)	0	0	0	5	349
計	5	12	10	45	1427

【資料７】

消費者安全法（抜粋）

公布：平成２１年６月５日法律第５０号
施行：平成２１年９月１日
最終改正：平成２４年９月５日法律第７７号

第一章　総則（第一条―第五条）
第二章　基本方針（第六条・第七条）
第三章　消費生活相談等
　第一節　消費生活相談等の事務の実施（第八条・第九条）
　第二節　消費生活センターの設置等（第十条・第十一条）
第四章　消費者事故等に関する情報の集約等（第十二条―第十四条）
第五章　消費者安全調査委員会による消費者事故等の調査等
　第一節　消費者安全調査委員会（第十五条―第二十二条）
　第二節　事故等原因調査等（第二十三条―第三十一条）
　第三節　勧告及び意見の陳述（第三十二条・第三十三条）
　第四節　雑則（第三十四条―第三十七条）
第六章　消費者被害の発生又は拡大の防止のための措置（第三十八条―第四十五条）
第七章　雑則（第四十六条―第四十九条）
第八章　罰則（第五十条―第五十五条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、消費者の消費生活における被害を防止し、その安全を確保するため、内閣総理大臣による基本方針の策定について定めるとともに、都道府県及び市町村による消費生活相談等の事務の実施及び消費生活センターの設置、消費者事故等に関する情報の集約等、消費者安全調査委員会による消費者事故等の調査等の実施、消費者被害の発生又は拡大の防止のための措置その他の措置を講ずることにより、関係法律による措置と相まって、消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「消費者」とは、個人（商業、工業、金融業その他の事業を行う場合におけるものを除く。）をいう。

２　この法律において「事業者」とは、商業、工業、金融業その他の事業を行う者（個人にあっては、当該事業を行う場合におけるものに限る。）をいう。

３　この法律において「消費者安全の確保」とは、消費者の消費生活における被害を防止し、その安全を確保することをいう。

４　この法律において「消費安全性」とは、商品等（事業者がその事業として供給する商品若しくは製品又は事業者がその事業のために提供し、利用に供し、若しくは事業者がその事業とし

て若しくはその事業のために提供する役務に使用する物品、施設若しくは工作物をいう。以下同じ。）又は役務（事業者がその事業として又はその事業のために提供するものに限る。以下同じ。）の特性、それらの通常予見される使用（飲食を含む。）又は利用（以下「使用等」という。）の形態その他の商品等又は役務に係る事情を考慮して、それらの消費者による使用等が行われる時においてそれらの通常有すべき安全性をいう。

5　この法律において「消費者事故等」とは、次に掲げる事故又は事態をいう。

一　事業者がその事業として供給する商品若しくは製品、事業者がその事業のために提供し若しくは利用に供する物品、施設若しくは工作物又は事業者がその事業として若しくはその事業のために提供する役務の消費者による使用等に伴い生じた事故であって、消費者の生命又は身体について政令で定める程度の被害が発生したもの（その事故に係る商品等又は役務が消費安全性を欠くことにより生じたものでないことが明らかであるものを除く。）

二　消費安全性を欠く商品等又は役務の消費者による使用等が行われた事態であって、前号に掲げる事故が発生するおそれがあるものとして政令で定める要件に該当するもの

三　前二号に掲げるもののほか、虚偽の又は誇大な広告その他の消費者の利益を不当に害し、又は消費者の自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがある行為であって政令で定めるものが事業者により行われた事態

6　この法律において「生命身体事故等」とは、前項第一号に掲げる事故及び同項第二号に掲げる事態をいう。

7　この法律において「重大事故等」とは、次に掲げる事故又は事態をいう。

一　第五項第一号に掲げる事故のうち、その被害が重大であるものとして政令で定める要件に該当するもの

二　第五項第二号に掲げる事態のうち、前号に掲げる事故を発生させるおそれがあるものとして政令で定める要件に該当するもの

8　この法律において「多数消費者財産被害事態」とは、第五項第三号に掲げる事態のうち、同号に定める行為に係る取引であって次の各号のいずれかに該当するものが事業者により行われることにより、多数の消費者の財産に被害を生じ、又は生じさせるおそれのあるものをいう。

一　消費者の財産上の利益を侵害することとなる不当な取引であって、事業者が消費者に対して示す商品、役務、権利その他の取引の対象となるものの内容又は取引条件が実際のものと著しく異なるもの

二　前号に掲げる取引のほか、消費者の財産上の利益を侵害することとなる不当な取引であって、政令で定めるもの

（基本理念）

第三条　消費者安全の確保に関する施策の推進は、専門的知見に基づき必要とされる措置の迅速かつ効率的な実施により、消費者事故等の発生及び消費者事故等による被害の拡大を防止することを旨として、行われなければならない。

2　消費者安全の確保に関する施策の推進は、事業者による適正な事業活動の確保に配慮しつつ、消費者の需要の高度化及び多様化その他の社会経済情勢の変化に適確に対応し、消費者の利便の増進に寄与することを旨として、行われなければならない。

3　消費者安全の確保に関する施策の推進は、国及び地方公共団体の緊密な連携の下、地方公共団体の自主性及び自立性が十分に発揮されるように行われなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第四条　国及び地方公共団体は、前条に定める基本理念（以下この条において「基本理念」という。）にのっとり、消費者安全の確保に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

２　国及び地方公共団体は、消費者安全の確保に関する施策の推進に当たっては、基本理念にのっとり、消費生活について専門的な知識及び経験を有する者の能力を活用するよう努めなければならない。

３　国及び地方公共団体は、消費者安全の確保に関する施策の推進に当たっては、基本理念にのっとり、消費者事故等に関する情報の開示、消費者の意見を反映させるために必要な措置その他の措置を講ずることにより、その過程の透明性を確保するよう努めなければならない。

４　国及び地方公共団体は、消費者安全の確保に関する施策の推進に当たっては、基本理念にのっとり、施策効果（当該施策に基づき実施し、又は実施しようとしている行政上の一連の行為が消費者の消費生活、社会経済及び行政運営に及ぼし、又は及ぼすことが見込まれる影響をいう。第六条第二項第四号において同じ。）の把握及びこれを基礎とする評価を行った上で、適時に、かつ、適切な方法により検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

５　国及び地方公共団体は、消費者安全の確保に関する施策の推進に当たっては、基本理念にのっとり、独立行政法人国民生活センター（以下「国民生活センター」という。）、第十条第三項に規定する消費生活センター、都道府県警察、消防機関（消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第九条各号に掲げる機関をいう。）、保健所、病院、消費者団体その他の関係者の間の緊密な連携が図られるよう配慮しなければならない。

６　国及び地方公共団体は、啓発活動、広報活動、消費生活に関する教育活動その他の活動を通じて、消費者安全の確保に関し、国民の理解を深め、かつ、その協力を得るよう努めなければならない。

（事業者等の努力）

第五条　事業者及びその団体は、消費者安全の確保に自ら努めるとともに、国及び地方公共団体が実施する消費者安全の確保に関する施策に協力するよう努めなければならない。

２　消費者は、安心して安全で豊かな消費生活を営む上で自らが自主的かつ合理的に行動することが重要であることにかんがみ、事業者が供給し、及び提供する商品及び製品並びに役務の品質又は性能、事業者と締結すべき契約の内容その他の消費生活にかかわる事項に関して、必要な知識を修得し、及び必要な情報を収集するよう努めなければならない。

第二章　基本方針

（基本方針の策定）

第六条　内閣総理大臣は、消費者安全の確保に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

２　基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　消費者安全の確保の意義に関する事項

二　消費者安全の確保に関する施策に関する基本的事項

三　他の法律（これに基づく命令を含む。以下同じ。）の規定に基づく消費者安全の確保に関する措置の実施についての関係行政機関との連携に関する基本的事項

四　消費者安全の確保に関する施策の施策効果の把握及びこれを基礎とする評価に関する基本的事項

五　前各号に掲げるもののほか、消費者安全の確保に関する重要事項

3　基本方針は、消費者基本法（昭和四十三年法律第七十八号）第九条第一項に規定する消費者基本計画との調和が保たれたものでなければならない。

4　内閣総理大臣は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、消費者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、関係行政機関の長に協議し、並びに消費者委員会及び消費者安全調査委員会の意見を聴かなければならない。

5　内閣総理大臣は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6　前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

（都道府県知事による提案）

第七条　都道府県知事は、消費者安全の確保に関する施策の推進に関して、内閣総理大臣に対し、次条第一項各号に掲げる事務の実施を通じて得られた知見に基づき、基本方針の変更についての提案（以下この条において「変更提案」という。）をすることができる。この場合においては、当該変更提案に係る基本方針の変更の案を添えなければならない。

2　内閣総理大臣は、変更提案がされた場合において、消費者委員会及び消費者安全調査委員会の意見を聴いて、当該変更提案を踏まえた基本方針の変更（変更提案に係る基本方針の変更の案の内容の全部又は一部を実現することとなる基本方針の変更をいう。次項において同じ。）をする必要があると認めるときは、遅滞なく、基本方針の変更をしなければならない。

3　内閣総理大臣は、変更提案がされた場合において、消費者委員会及び消費者安全調査委員会の意見を聴いて、当該変更提案を踏まえた基本方針の変更をする必要がないと認めるときは、遅滞なく、その旨及びその理由を当該変更提案をした都道府県知事に通知しなければならない。

第三章　消費生活相談等

第一節　消費生活相談等の事務の実施

（都道府県及び市町村による消費生活相談等の事務の実施）

第八条　都道府県は、次に掲げる事務を行うものとする。

一　次項各号に掲げる市町村の事務の実施に関し、市町村相互間の連絡調整及び市町村に対する技術的援助を行うこと。

二　消費者安全の確保に関し、主として次に掲げる事務を行うこと。

イ　事業者に対する消費者からの苦情に係る相談のうち、その対応に各市町村の区域を超えた広域的な見地を必要とするものに応じること。

ロ　事業者に対する消費者からの苦情の処理のためのあっせんのうち、その実施に各市町村の区域を超えた広域的な見地を必要とするものを行うこと。

ハ　消費者事故等の状況及び動向を把握するために必要な調査又は分析であって、専門的な知識及び技術を必要とするものを行うこと。

ニ　各市町村の区域を超えた広域的な見地から、消費者安全の確保のために必要な情報を収集し、及び住民に対し提供すること。

三　市町村との間で消費者事故等の発生に関する情報を交換すること。

四　前三号に掲げる事務に附帯する事務を行うこと。

2　市町村は、次に掲げる事務を行うものとする。

一　消費者安全の確保に関し、事業者に対する消費者からの苦情に係る相談に応じること。

二　消費者安全の確保に関し、事業者に対する消費者からの苦情の処理のためのあっせんを行うこと。

三　消費者安全の確保のために必要な情報を収集し、及び住民に対し提供すること。
四　都道府県との間で消費者事故等の発生に関する情報を交換すること。
五　前各号に掲げる事務に附帯する事務を行うこと。

（国及び国民生活センターの援助）
第九条　国及び国民生活センターは、都道府県及び市町村に対し、前条第一項各号及び第二項各号に掲げる事務の実施に関し、情報の提供その他の必要な援助を行うものとする。

第二節　消費生活センターの設置等

（消費生活センターの設置）
第十条　都道府県は、第八条第一項各号に掲げる事務を行うため、次に掲げる要件に該当する施設又は機関を設置しなければならない。
一　第八条第一項第二号イの相談について専門的な知識及び経験を有する者を同号イ及びロに掲げる事務に従事させるものであること。
二　第八条第一項各号に掲げる事務の効率的な実施のために適切な電子情報処理組織その他の設備を備えているものであること。
三　その他第八条第一項各号に掲げる事務を適切に行うために必要なものとして政令で定める基準に適合するものであること。
２　市町村は、必要に応じ、第八条第二項各号に掲げる事務を行うため、次に掲げる要件に該当する施設又は機関を設置するよう努めなければならない。
一　第八条第二項第一号の相談について専門的な知識及び経験を有する者を同号及び同項第二号に掲げる事務に従事させるものであること。
二　第八条第二項各号に掲げる事務の効率的な実施のために適切な電子情報処理組織その他の設備を備えているものであること。
三　その他第八条第二項各号に掲げる事務を適切に行うために必要なものとして政令で定める基準に適合するものであること。
３　都道府県知事又は市町村長は、第一項又は前項の施設又は機関（以下「消費生活センター」という。）を設置したときは、遅滞なく、その名称及び住所その他内閣府令で定める事項を公示しなければならない。
（消費生活センターの事務に従事する人材の確保等）
第十一条　都道府県及び消費生活センターを設置する市町村は、消費生活センターに配置された相談員（前条第一項第一号又は第二項第一号に規定する者をいう。以下この条において同じ。）の適切な処遇、研修の実施、専任の職員の配置及び養成その他の措置を講じ、相談員その他の消費生活センターの事務に従事する人材の確保及び資質の向上を図るよう努めるものとする。

第四章　消費者事故等に関する情報の集約等

（消費者事故等の発生に関する情報の通知）
第十二条　行政機関の長、都道府県知事、市町村長及び国民生活センターの長は、重大事故等が発生した旨の情報を得たときは、直ちに、内閣総理大臣に対し、内閣府令で定めるところにより、その旨及び当該重大事故等の概要その他内閣府令で定める事項を通知しなければならない。
２　行政機関の長、都道府県知事、市町村長及び国民生活センターの長は、消費者事故等（重大事故等を除く。）が発生した旨の情報を得た場合であって、当該消費者事故等の態様、当該消費者事故等に係る商品等又は役務の特性その他当該消費者事故等に関する状況に照らし、当該

消費者事故等による被害が拡大し、又は当該消費者事故等と同種若しくは類似の消費者事故等が発生するおそれがあると認めるときは、内閣総理大臣に対し、内閣府令で定めるところにより、当該消費者事故等が発生した旨及び当該消費者事故等の概要その他内閣府令で定める事項を通知するものとする。

3　前二項の規定は、その通知をすべき者が次の各号のいずれかに該当するときは、適用しない。

一　次のイからニまでに掲げる者であって、それぞれイからニまでに定める者に対し、他の法律の規定により、当該消費者事故等の発生について通知し、又は報告しなければならないこととされているもの

イ　行政機関の長　内閣総理大臣

ロ　都道府県知事　行政機関の長

ハ　市町村長　行政機関の長又は都道府県知事

ニ　国民生活センターの長　行政機関の長

二　前二項の規定により内閣総理大臣に対し消費者事故等の発生に係る通知をしなければならないこととされている他の者から当該消費者事故等の発生に関する情報を得た者（前号に該当する者を除く。）

三　前二号に掲げる者に準ずるものとして内閣府令で定める者（前二号に該当する者を除く。）

4　第一項又は第二項の場合において、行政機関の長、都道府県知事、市町村長及び国民生活センターの長が、これらの規定による通知に代えて、内閣総理大臣及び当該通知をしなければならないこととされている者が電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。）を利用して同一の情報を閲覧することができる状態に置く措置であって内閣府令で定めるものを講じたときは、当該通知をしたものとみなす。

（消費者事故等に関する情報の集約及び分析等）

第十三条　内閣総理大臣は、前条第一項又は第二項の規定による通知により得た情報その他消費者事故等に関する情報が消費者安全の確保を図るため有効に活用されるよう、迅速かつ適確に、当該情報の集約及び分析を行い、その結果を取りまとめるものとする。

2　内閣総理大臣は、前項の規定により取りまとめた結果を、関係行政機関、関係地方公共団体及び国民生活センターに提供するとともに、消費者委員会に報告するものとする。

3　内閣総理大臣は、第一項の規定により取りまとめた結果を公表しなければならない。

4　内閣総理大臣は、国会に対し、第一項の規定により取りまとめた結果を報告しなければならない。

（資料の提供要求等）

第十四条　内閣総理大臣は、前条第一項の規定による情報の集約及び分析並びにその結果の取りまとめを行うため必要があると認めるときは、関係行政機関の長、関係地方公共団体の長、国民生活センターの長その他の関係者（第三十五条及び第三十八条第二項において「関係行政機関の長等」という。）に対し、資料の提供、意見の表明、消費者事故等の原因の究明のために必要な調査、分析又は検査の実施その他必要な協力を求めることができる。

2　内閣総理大臣は、消費者事故等の発生又は消費者事故等による被害の拡大の防止を図るため必要があると認めるときは、関係都道府県知事又は関係市町村長に対し、消費者事故等に関して必要な報告を求めることができる。

（以下省略）

［資料８－１］

消　費　者　庁

消 費 者 事 故 等 情 報 通 知 様 式

１．本件の取り扱いについて

（本情報の機密性について、下記のいずれかに該当する場合のみ、チェックまたは○を記入します。）

☐ 公益通報　　☐ 企業機密　　☐ 行政処分予定

２．通知者に関する事項

（通知主体の情報を記入します。消費者庁で受領後、担当者に内容を確認することがあります。）

① 通知主体（行政機関名等）：大阪市

担当者名：井口
所属部署：消費者センター
電話番号：06-6614-7523

② 通知日時：2013 年 6 月 5 日 13 時 30 分頃　⇒　第 1 報

３．事故等の種別

（事故等の種別について、該当するものにチェックまたは○を記入します。別添「用語説明」表１参照。）

安全分野（生命・身体被害）
○ 重大事故等　　☐ 重大事故等以外

☐ 財産被害分野（表示・取引）

４．事故等が発生した日時・地域

（事故等が発生した年月日、時間および発生した都道府県・市町村を記入します。）

① 発生日時：2013 年 5 月 1 日　　時　　分頃

② 発生地域　（都道府県等）：大阪府　　（市町村）：大阪市

５．事故等が発生した場所

（事故等が発生した場所について、「施設等の場所」から該当するものにチェックまたは○を記入し、「施設内の場所」に該当する項目があればチェック等を記入します。それぞれ該当するものがない場合は「その他」にチェック等を記入し、その内容を（　）に記入します。）

施設等の場所

☐ 住宅　○ 店舗・商業施設　☐ 学校　☐ 病院・福祉施設　☐ 公園
☐ 道路　☐ 公共施設　☐ 海・山・川等自然環境　☐ 車内・機内・船内
☐ その他 →（　　）

施設内の場所

☐ 階段　☐ 浴槽・風呂場　☐ 台所　☐ 玄関　☐ 居室
☐ 洗面所　☐ ベランダ　☐ 庭　☐ 廊下　☐ 昇降機（ｴﾚﾍﾞｰﾀ）
☐ ｴｽｶﾚｰﾀ　☐ 動く歩道　☐ 自動ドア　☐ 回転扉
☐ その他 →（　　）

６．情報を得た日時

（本件の情報を得た年月日および時間を記入します。）

情報を得た日時：2013 年 5 月 15 日 10 時 00 分頃

7．情報を得た方法

（本件の情報を得た方法について、該当するものにチェックまたは○を記入します。該当するものがない場合は「その他」にチェックまたは○を記入し、その方法を（　）に記入します。）

□ 来所　　○ 電話　　□ ＦＡＸ　　□ 文書（手紙等含む）

□ 電子メール　　□ その他 →　（　　）

8．情報提供者

（本件の情報提供者について、該当するものにチェックまたは○を記入し、氏名または名称、連絡先を記入します。）

○ 消費者　　□ 公益通報者　　□ 職権探知

□ 事業者（製造）　　□ 事業者（販売）　　□ 事業者（同業他者等その他）

情報提供者の氏名または事業者名 →

情報提供者の住所 →

情報提供者の電話番号 →

消費者庁からの直接連絡（可・不可）：不可

□ 情報提供者不明・匿名希望（情報提供者が消費者庁への個人情報通知を望まない場合を含む）

9．被害者（負傷者・契約当事者 等）

（①では、被害者が「情報提供者自身」であるのか「情報提供者以外」であるのか、該当するものすべてにチェックまたは○を記入します。②では、被害者の各属性別の人数を記入します。）

① 被害者は…　○ 情報提供者自身　　□ 情報提供者以外

② 相談者を含めた被害者数　1 人

性別人数	男性	□ 人	女性	1 人					
年齢別人数	0歳以下	□ 人	1歳以下	□ 人	2歳以上5歳未満	□ 人	10歳未満	□ 人	
	10歳代	□ 人	20歳代	1 人	30歳代	□ 人	40歳代	□ 人	
	50歳代	□ 人	60歳代	□ 人	70歳代	□ 人	80歳以上	□ 人	
職業別人数	給与生活者	1 人	自営業・自由業者	□ 人	家事従事者	□ 人	高校生以上の学生	□ 人	
	中学生	□ 人	小学生	□ 人	保育幼稚園児	□ 人	未就園児	□ 人	
	無職	□ 人	その他	□ 人	不明	□ 人			

10．事故等の原因の特定情報

（①では事故等の原因となった事業者の属性について、該当するものにチェックまたは○を記入し、②③では事故等の原因となった商品・役務名および型番をわかる範囲で記入します。）

① 事業者の属性

□ 製造業者・輸入業者 →　名称（　　）

□ 販売業者等（購入先・契約先） →　名称（　　）

□ 信用供与者（信販、ｸﾚｼﾞｯﾄ、ﾘｰｽ等） →　名称（　　）

□ 工事業・修理業者 →　名称（　　）

○ その他 →　名称（　　）

② 商品・役務名　カラー剤　　③ 型式・ロット番号

【安全分野】

11. 安全分野の事故等の種別

（安全分野の事故等の種別について、該当するものにチェックまたは○を記入します。）

- [○] 事故情報
- [ ] ヒヤリハット情報

12. 安全分野の事故等の種類

（安全分野の事故等の種類について、該当するものにチェックまたは○を記入します。別添「用語説明」表２参照。）

- [ ] 死亡
- [○] 負傷・疾病
- [ ] 一酸化炭素中毒
- [ ] 安全基準不適合
- [ ] 飲食物の異常
- [ ] 飲食物以外の異常
- [ ] 窒息等の危険
- [ ] 火災等の異常な事態

13. 安全分野の事故等の内容

（安全分野の事故等の内容について、該当するものにチェックまたは○を記入します。該当するものがない場合は「その他」にチェックまたは○を記入し、その態様を（　）に記入します。）

- [ ] 火災事故
- [ ] 発煙・発火・過熱
- [ ] 点火・燃焼・消火不良
- [ ] 破裂
- [ ] ガス爆発
- [ ] ガス漏れ
- [ ] 燃料・液漏れ等
- [○] 化学物質による危険
- [ ] 漏電・電波等の障害
- [ ] 製品破損
- [ ] 部品脱落
- [ ] 機能故障
- [ ] 転落・転倒・不安定
- [ ] 操作・使用性の欠落
- [ ] 交通事故
- [ ] 誤飲
- [ ] 中毒事故
- [ ] 異物の混入
- [ ] 腐敗・変質
- [ ] その他 →　（　　）

14. 安全分野の事故等の原因

（安全分野の事故等の原因について、該当するものにチェックまたは○を記入します。）

- [○] 製品自体の不良
- [ ] 製品自体の不良
- [ ] 経年劣化
- [ ] 業者の修理不良
- [ ] 消費者の誤使用
- [ ] 消費者の設置・施行不良
- [ ] 製品には起因しない偶発的事故
- [ ] 原因不明
- [ ] 調査不能
- [ ] 表示又は取扱説明書の不備
- [ ] 表示の不備
- [ ] 業者の設置・施行不良
- [ ] 業者輸送中の取扱いの不備
- [ ] 消費者の不注意
- [ ] 消費者の修理不良
- [ ] その他
- [ ] 調査中

原因調査機関 →

15. 安全分野の事故等の品目

（安全分野の事故等の品目について、該当するものにチェックまたは○を記入します。）

□ 食料品	□ 家電製品	□ 住居品	□ 文具・娯楽用品
□ 光熱水品	□ 被服品	□ 保健衛生品	□ 車両・乗り物
□ 建設・設備	□ 保険・福祉サービス		
○ その他 → （ 薬品 ）			

16. 被害の状況

（安全分野の事故等の被害の状況について、該当するものにチェックまたは○を記入します。該当するものがない場合は「その他」にチェックまたは○を記入し、その被害の状況を（ ）に記入します。）

□ 骨折	□ 脱臼・捻挫	□ 切断	□ 擦過傷・挫傷・打撲傷
□ 刺傷・切傷	□ 頭蓋(内)損傷	□ 内臓損傷	□ 神経・脊髄の損傷
□ 筋・腱の損傷	□ 窒息	□ 熱傷	□ 凍傷
○ 皮膚障害	□ 感電障害	□ 一酸化炭素中毒	□ 食中毒
□ その他の中毒	□ 感覚機能の低下	□ 呼吸器障害	□ 消化器障害
□ その他 → （ ）			

17. 安全分野の事故等の態様（事故等の詳細）

（安全分野の事故等の内容、被害の状況について、詳細を記載します。）

美容室で毛染めを受けた。翌日から発疹が出てきて、全身に広がった。全身が腫れてしまい、病院を受診して薬の処方を受けたが、症状がひどくなったため、別の病院を受診した。そこで「美容室のカラー剤が原因」と診断された。

［資料８－２］

消　費　者　庁

消 費 者 事 故 等 情 報 通 知 様 式

１．本件の取り扱いについて

（本情報の機密性について、下記のいずれかに該当する場合のみ、チェックまたは○を記入します。）

□ 公益通報　　□ 企業機密　　□ 行政処分予定

２．通知者に関する事項

（通知主体の情報を記入します。消費者庁で受領後、担当者に内容を確認することがあります。）

① 通知主体（行政機関名等）：大阪市

担当者名：大倉
所属部署：消費者センター
電話番号：06-6614-7523

② 通知日時：2013 年 11 月 25 日 　時 　分頃 ⇒ 第 1 報

３．事故等の種別

（事故等の種別について、該当するものにチェックまたは○を記入します。別添「用語説明」表１参照。）

安全分野（生命・身体被害）
○ 重大事故等　　□ 重大事故等以外

□ 財産被害分野（表示・取引）

４．事故等が発生した日時・地域

（事故等が発生した年月日、時間および発生した都道府県・市町村を記入します。）

① 発生日時：2013 年 11 月 22 日 22 時 　分頃

② 発生地域　（都道府県等）：大阪府　（市町村）：大阪市

５．事故等が発生した場所

（事故等が発生した場所について、「施設等の場所」から該当するものにチェックまたは○を記入し、「施設内の場所」に該当する項目があればチェック等を記入します。それぞれ該当するものがない場合は「その他」にチェック等を記入し、その内容を（　）に記入します。）

施設等の場所

□ 住宅　□ 店舗・商業施設　□ 学校　□ 病院・福祉施設　□ 公園
○ 道路　□ 公共施設　□ 海・山・川等自然環境　□ 車内・機内・船内
□ その他 →（　　）

施設内の場所

□ 階段　□ 浴槽・風呂場　□ 台所　□ 玄関　□ 居室
□ 洗面所　□ ベランダ　□ 庭　□ 廊下　□ 昇降機（ｴﾚﾍﾞｰﾀ）
□ ｴｽｶﾚｰﾀ　□ 動く歩道　□ 自動ドア　□ 回転扉
□ その他 →（　　）

６．情報を得た日時

（本件の情報を得た年月日および時間を記入します。）

情報を得た日時：2013 年 11 月 24 日 13 時 00 分頃

7．情報を得た方法

（本件の情報を得た方法について、該当するものにチェックまたは○を記入します。該当するものがない場合は「その他」にチェックまたは○を記入し、その方法を（　）に記入します。）

□ 来所　　○ 電話　　□ ＦＡＸ　　□ 文書（手紙等含む）

□ 電子メール　　□ その他 →　（　　）

8．情報提供者

（本件の情報提供者について、該当するものにチェックまたは○を記入し、氏名または名称、連絡先を記入します。）

○ 消費者　　□ 公益通報者　　□ 職権探知

□ 事業者（製造）　　□ 事業者（販売）　　□ 事業者（同業他者等その他）

情報提供者の氏名または事業者名 →

情報提供者の住所 →

情報提供者の電話番号 →

消費者庁からの直接連絡（可・不可）：不可

□ 情報提供者不明・匿名希望（情報提供者が消費者庁への個人情報通知を望まない場合を含む）

9．被害者（負傷者・契約当事者 等）

（①では、被害者が「情報提供者自身」であるのか「情報提供者以外」であるのか、該当するものすべてにチェックまたは○を記入します。②では、被害者の各属性別の人数を記入します。）

① 被害者は…　□ 情報提供者自身　　○ 情報提供者以外

② 相談者を含めた被害者数　1 人

性別人数	男性	1 人	女性	人					
年齢別人数	０歳以下	人	１歳以下	人	２歳以上５歳未満	人	10歳未満	人	
	10歳代	人	20歳代	人	30歳代	1 人	40歳代	人	
	50歳代	人	60歳代	人	70歳代	人	80歳以上	人	
職業別人数	給与生活者	1 人	自営業・自由業者	人	家事従事者	人	高校生以上の学生	人	
	中学生	人	小学生	人	保育幼稚園児	人	未就園児	人	
	無職	人	その他	人	不明	人			

10．事故等の原因の特定情報

（①では事故等の原因となった事業者の属性について、該当するものにチェックまたは○を記入し、②③では事故等の原因となった商品・役務名および型番をわかる範囲で記入します。）

① 事業者の属性

□ 製造業者・輸入業者 →　名称（　　）

○ 販売業者等（購入先・契約先） →　名称（　　）

□ 信用供与者（信販、ｸﾚｼﾞｯﾄ、ﾘｰｽ等） →　名称（　　）

□ 工事業・修理業者 →　名称（　　）

□ その他 →　名称（　　）

② 商品・役務名　自転車　　③ 型式・ロット番号

【安全分野】

11. 安全分野の事故等の種別

（安全分野の事故等の種別について、該当するものにチェックまたは○を記入します。）

- [○] 事故情報
- [ ] ヒヤリハット情報

12. 安全分野の事故等の種類

（安全分野の事故等の種類について、該当するものにチェックまたは○を記入します。別添「用語説明」表２参照。）

- [ ] 死亡
- [○] 負傷・疾病
- [ ] 一酸化炭素中毒
- [ ] 安全基準不適合
- [ ] 飲食物の異常
- [ ] 飲食物以外の異常
- [ ] 窒息等の危険
- [ ] 火災等の異常な事態

13. 安全分野の事故等の内容

（安全分野の事故等の内容について、該当するものにチェックまたは○を記入します。該当するものがない場合は「その他」にチェックまたは○を記入し、その態様を（　）に記入します。）

- [ ] 火災事故
- [ ] 発煙・発火・過熱
- [ ] 点火・燃焼・消火不良
- [ ] 破裂
- [ ] ガス爆発
- [ ] ガス漏れ
- [ ] 燃料・液漏れ等
- [ ] 化学物質による危険
- [ ] 漏電・電波等の障害
- [ ] 製品破損
- [○] 部品脱落
- [ ] 機能故障
- [ ] 転落・転倒・不安定
- [ ] 操作・使用性の欠落
- [ ] 交通事故
- [ ] 誤飲
- [ ] 中毒事故
- [ ] 異物の混入
- [ ] 腐敗・変質
- [ ] その他 →　（　　）

14. 安全分野の事故等の原因

（安全分野の事故等の原因について、該当するものにチェックまたは○を記入します。）

- [ ] 製品自体の不良
- [ ] 表示又は取扱説明書の不備
- [ ] 製品自体の不良
- [ ] 表示の不備
- [ ] 経年劣化
- [ ] 業者の設置・施行不良
- [ ] 業者の修理不良
- [ ] 業者輸送中の取扱いの不備
- [ ] 消費者の誤使用
- [ ] 消費者の不注意
- [ ] 消費者の設置・施行不良
- [ ] 消費者の修理不良
- [ ] 製品には起因しない偶発的事故
- [ ] その他
- [○] 原因不明
- [ ] 調査中
- [ ] 調査不能

原因調査機関 →

15. 安全分野の事故等の品目

（安全分野の事故等の品目について、該当するものにチェックまたは○を記入します。）

□ 食料品	□ 家電製品	□ 住居品	□ 文具・娯楽用品
□ 光熱水品	□ 被服品	□ 保健衛生品	○ 車両・乗り物
□ 建設・設備	□ 保険・福祉サービス		
□ その他 → （　　）			

16. 被害の状況

（安全分野の事故等の被害の状況について、該当するものにチェックまたは○を記入します。該当するものがない場合は「その他」にチェックまたは○を記入し、その被害の状況を（　）に記入します。）

○ 骨折	□ 脱臼・捻挫	□ 切断	□ 擦過傷・挫傷・打撲傷
□ 刺傷・切傷	□ 頭蓋(内)損傷	□ 内臓損傷	□ 神経・脊髄の損傷
□ 筋・腱の損傷	□ 窒息	□ 熱傷	□ 凍傷
□ 皮膚障害	□ 感電障害	□ 一酸化炭素中毒	□ 食中毒
□ その他の中毒	□ 感覚機能の低下	□ 呼吸器障害	□ 消化器障害
□ その他 → （　　）			

17. 安全分野の事故等の態様（事故等の詳細）

（安全分野の事故等の内容、被害の状況について、詳細を記載します。）

10月１７日に自転車を購入し、週5日、会社までの15分程度の通勤用に使用していた。
購入後、切り替えを試したところカチカチという音がしてチェーンの収まりが不安だったので、切り替え機能は使用しないで乗っていた。
11月22日午後10時ごろ、チェーンがはずれて、顔面から転倒し、腕と肋骨を骨折した。全治1ヶ月半から3ヶ月で、現在骨折箇所をギブスで固定している。
購入店にこの事故のことをすぐに伝えたが、自転車の交換しかできないと言われたが、この対応には納得できない。
販売会社（購入店）やメーカーに補償を求めたい。（メーカー名は、保証書などで確認の上、連絡いただくよう依頼中）

都道府県・政令指定都市消費者行政担当　御中

レーシック手術に関する注意喚起に係る対応について（事務連絡）

平成25年12月4日
消費者庁消費者安全課

平素より消費者の安全・安心の確保に向けて御尽力いただきまして、厚く御礼申し上げます。

消費者庁及び(独)国民生活センターは、レーシック手術に関する注意喚起「レーシック手術を安易に受けることは避け、リスクの説明を十分受けましょう！」について、本日12月4日付で公表いたしました。

今回の注意喚起に関連して、消費者庁はPIO-NETにおけるレーシック手術に関する危害事例等について、厚生労働省に情報提供を行い、関係する自治体の衛生関係部局に情報提供される予定です。今後、各医療機関が所在する自治体の衛生関係部局より、当該相談を受け付けた消費生活センター等宛てに、相談情報に関する確認依頼がある可能性がございます。つきましては、本件について貴地方公共団体管内の消費生活センター等に周知いただきますようお願いいたします。

また、レーシック手術をはじめとした医療機関等における消費者の危害の防止を図るため、必要に応じて衛生関係部局と連携して頂きますようお願い致します。具体的には、消費者から医療機関等における危害情報や、医療機関等の衛生管理等に問題があることが推測される情報を得た場合には、衛生関係部局への情報提供や、消費者に対する衛生関係部局の相談窓口の紹介等、適切に御対応いただくようお願いいたします。

また、消費者からレーシック手術に関する相談が寄せられた際は、必要に応じて以下の相談窓口を御紹介頂きますようお願い致します。

○医療安全支援センター

医療安全に関する助言および情報提供等を行っています。レーシック手術に特化した窓口ではございません。各センターによって相談方法や受付日が異なりますので、詳しくは下記にてご確認ください。

http://www.anzen-shien.jp/center/index.html

○日本弁護士連合会「法律相談センター」

知り合いに弁護士がいなくて誰に相談したらよいか悩んだ人が、誰でも相談できるように、各地の弁護士会では法律相談センターを設置しています。レーシック手術に特化した窓口ではございません。

http://www.nichibenren.or.jp/contact/consultation/legal_consultation.html

○医療問題弁護団による１日電話相談窓口「レーシック被害ホットライン」

レーシック手術により受けた健康被害に関する相談が対象。弁護士が被害者からの相談を電話で受付、治療経緯、被害状況等を聴取し、事案に応じたアドバイスを行います。

平成２５年１２月２１日（土）　午前９時１５分から午後５時

電話番号等　０３－６８６９－８３９１

＜担当者連絡先＞
消費者庁消費者安全課　（河岡、須藤）
電話　０３－３５０７－９１３７

消費者庁 Consumer Affairs Agency, Government of Japan
独立行政法人 国民生活センター News Release

平成25年12月4日
消費者庁
独立行政法人国民生活センター

レーシック手術を安易に受けることは避け、リスクの説明を十分受けましょう！

ー希望した視力を得られないだけでなく、重大な危害が発生したケースもありますー

事故情報データバンク[1]には、レーシック手術[2]を受けて危害が発生したという情報が80件寄せられています（平成25年11月8日までの登録分）。発生している症状は、過矯正による遠視が最も多く、それに伴う頭痛や吐き気等の体調不良により日常生活に支障を来しているケースがみられます。また、乱視、光をまぶしく感じる、ドライアイ、目の痛みなどの症状が発生しているケースもあります。

レーシック手術については、ハロー・グレア[3]や不正乱視[4]、ドライアイなど、手術後に様々な合併症が起こり得ることが知られていますが、手術による様々なリスクについて医療機関から十分に説明を受けていないおそれのある消費者もみられます。

また、消費者がレーシック手術を受けるきっかけとなった情報の約４割は医療機関がインターネットで発信する情報（医療機関のウェブサイト及びインターネット広告）でしたが、これらの情報の一部には、関係法令に抵触するおそれがあるものもみられました。

レーシック手術を検討する際は、安易に手術を受けることは避け、インターネット等から得られる情報を十分に吟味しましょう。また、手術を受ける際は、リスクについて医療機関から十分な説明を受けて理解した上で、本当に手術が必要かどうか、よく検討する必要があります。

[1]消費者庁が独立行政法人国民生活センターと連携し、関係機関より「事故情報」、「危険情報」を広く収集し、事故防止に役立てるためのデータ収集・提供システム（平成22年４月１日運用開始）
[2]本資料におけるレーシック手術とは、レーザーを用いて角膜を変形させる屈折矯正手術のことです。
[3]光を見たときに、ぼやけて見える現象
[4]角膜の表面に凹凸があるため、眼内で光線が焦点を結ばない乱視

［資料１０］

事　務　連　絡
平成 26 年 1 月　日

各局・室・区総務課長様

消費者センター所長

消費者事故等の通知・報告について（照会）

平素より、消費者行政連絡調整会議の運営にご協力をいただき厚くお礼申し上げます。消費者事故防止の観点から、大阪市消費者行政連絡調整会議幹事（各局室区総務担当課長）様には、適宜、消費者事故情報等についてのお知らせをさせていただいているところです。

平成 21 年 9 月 1 日に消費者庁が発足し、同日付けで消費者安全法が施行され、同法第 12 条では、市町村長、行政機関の長等は、「消費者事故等」の発生に関する情報を消費者庁長官に通知することとされています。（他の法令等で国の機関等へ報告・通知される場合を除きます。）特に、消費者の生命・身体に関する「重大事故等」が発生した旨の情報を得た場合、市町村長、行政機関の長等は情報を得たときから直ちに消費者庁長官に通知することとされています。

つきましては各所属から消費者事故等を消費者庁へ通知・報告された内容及び件数を把握いたしたく、次のとおりご回答くださいますよう、よろしくお願いします。

1　対象期間　　平成 25 年 1 月 1 日～12 月 31 日
2　回答期限　　平成 26 年 2 月 12 日（水）
3　回答様式　　別添「消費者事故等の通知・報告について回答様式」
4　回答方法　　担当あてメールで送付ください。
　　（「該当なし」の場合は、ご回答いただかなくて結構です。）

※ 参考資料
「消費者安全法」（抜粋）
「消費者安全法第 12 条に基づく通知の基本的な流れ」
「消費者事故等の定義」
「消費者行政連絡調整会議の設置について」

担当：井口
電話：6614-7523
ca0009 @city.osaka.lg.jp

消費者事故等の通知・報告について回答様式

＜所属名：　　＞

年月日	通知・報告先	本市の 担当部署	通知・報告事案 タイトル	内容（概要）